

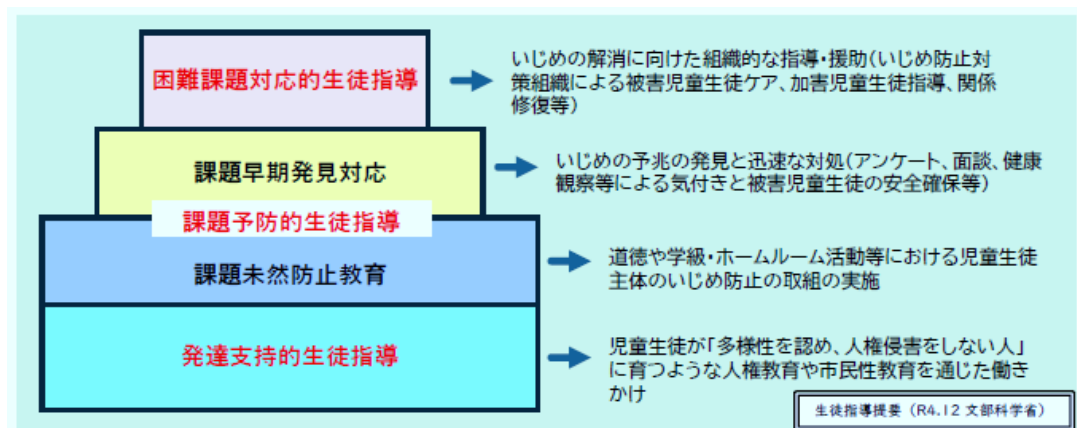
井原市いじめ問題対策基本方針の改訂のポイント

積極的ないじめの認知が進む一方で、重大事態の発生が増加傾向にあるなか、令和4年12月に改訂された「生徒指導提要」や令和6年8月に改訂された「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」を踏まえて、いじめの未然防止、早期発見及び早期対処を図るため、井原市いじめ問題対策基本方針の一部を改訂したものです。

改定のポイント

生徒指導提要の改訂を踏まえて

- 〇いじめの未然防止、早期発見及び対処について、生徒指導の4層構造に分類し、項目を再構成。
- 〇全ての教育活動を通じ、児童生徒が自らの行動を律し、適切に判断・行動できる自己指導能力を育成するとともに、安心・安全な学校づくりを推進。



「いじめ認知」の意識改革とガイドラインの改訂を踏まえて

- 〇いじめの積極的な認知や早期発見・早期対処を徹底するとともに、いじめを重大化させないために、学校いじめ対策組織が、平時からの実効的な備えを行う。

主な改訂ポイント

項 目	平成30年版(旧)	令和8年改訂版(新)
未然防止の枠組み	教育活動全体を通じた道徳教育等	生徒指導の「4層構造」(発達支持的・課題未然防止・早期発見・困難課題対応)による体系化
警察との連携	学校での解決が困難な場合に相談	警察は「重要なパートナー」。犯罪行為の疑いは直ちに相談・通報
早期発見の手法	定期アンケート、相談窓口	1人1台端末の活用
重大事態調査	再発防止を目的とする	特定の個人の責任追及ではないことを明記し、中立性・公平性を一層強化

(1) いじめの認知

明らかにいじめに該当する場合はもとより、いじめに該当する疑いがあると認められる場合であれば、その事実を確認する前に、端緒を得た段階でいじめの認知として取り扱い、認知の初期から組織的な対応を行う。

(2) いじめの未然防止

- 全ての児童生徒を対象とした基盤的取組（発達支持的生徒指導）
- いじめは人権を侵害する決して許されない行為であることの理解促進（課題未然防止教育）

(3) いじめの早期発見（課題早期発見対応）

いじめの早期発見のためには、健康観察、1人1台端末の活用も含めた定期的なアンケート調査を実施し、児童生徒の心身の状態や人間関係の変化にいち早く気づけるように努めるとともに、家庭、地域と連携して、地域全体で児童生徒を見守る。

(4) いじめへの対処（困難課題対応的生徒指導）

いじめの疑いが認められた場合、直ちに組織内で情報を共有し、組織的に対応する。

(5) いじめ問題への対策

○ 保護者への周知

SNSに係る危険性やネット上のいじめについての認識を深めさせ、フィルタリングの設定等の普及やルールづくりの必要性を周知する。

○ 学校と警察との連携の推進

児童生徒の生命、身体もしくは財産に重大な被害が生じている又はそのおそれのある事案や加害者に対する処罰感情が強いなど、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案等に対し、必要な対応をとる。

○ PDCAサイクルによる取組の点検・改善

学校の基本方針に基づく、いじめ対策の達成目標を設定し、どのような取組をいつ実施するかということを年間計画として定め、チェックリストの活用等により目標の達成状況を確認・評価し、取組の効果について検証した上で、新たな計画を策定する。

○ 互いに認め合い、心が通じ合う温かい人間関係づくり

ストレスに適切に対処する力やスキルを身に付けさせる教育を実施する。また、一人一人が活躍できる活動や授業づくりを進め、集団の一員としての自己有用感や充実感、多様な人がいた方がよいという感性を育み、心の通じ合う温かい人間関係をつくる。

○ 児童生徒に対して

傍観者とならず、教職員への報告をはじめとする児童生徒の訴える力を育成するとともに、見て見ぬ振りをせず、互いに支え合う風土を培う。